

令和5年8月2日開催

箕輪町農業委員会第30回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年8月2日(水) 午後2時45分から午後4時20分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について

事務局長

携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

ご苦労様でございます。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

ひとつ、農業委員会は、

(全員唱和)

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長

気象観測史上、一番熱くなっているようです。農業への影響も心配されます。先月の研修視察はお疲れさまでした。今月は大切な業務である農地パトロールがあります。暑い中ですが引き続きよろしくをお願いいたします。

事務局長

これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 ただいまから第30回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、7月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 主なものについて報告をさせていただきます。
7月5日に総会がありました。
翌7月6日に上伊那農業委員会協議会定例総会が開催され、会長、春日代理、関委員、原委員が出席しました。
7月14日に農地相談があり相談は5件でした。
7月19日に松本・上田研修視察を実施しました。
7月31日に県農業委員会女性協議会総会があり、女性委員3人が出席しました。報告は以上です。

議長 それでは、これより議事に入ります。
日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。
18番 小野健一郎 委員 19番 小松 孝寿 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、農振農用地外です。
譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。
取得後は自家用野菜を作る予定です。〇〇さんは現在農業を行っており今後の管理については問題ないと考えます。

2番目の案件です。
贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、農振農用地外です。
譲渡人は〇〇遺言執行者 〇〇司法書士法人、譲受人は〇〇の〇〇さんです。
遺贈による取得となります。当該地は現在、〇〇さんによりそばが作られています。

す。今後も引き続きそばを作る予定で、今後の管理については問題ないと考えます。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、金澤委員。

金澤委員 譲受人の家屋や畑に接している農地であり、問題ないと思います。

議 長 2番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 この農地は平成27年に太陽光発電の転用許可が出ています。遺言で譲受人に贈与ということになり、農地としてそばを作りたいので3条申請を出したということです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。倉庫用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、3種農地です。
申請者は〇〇の〇〇さんです。

本農地は昭和62年10月に農業用物置の届出をし、数年ほど使用していたようです。その後、印刷用の倉庫として使用していました。ここで宅地へ変更するため申請を行うものです。

申請地は街なかの第3種農地であり、転用は問題ないと考えます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。1番案件、小野委員。

小野委員 先日申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。印刷用倉庫として使っている場所ですし、特に問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。これより質疑に入ります。事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。よろしいですか。質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による住宅用地の申請です。変更申請です。対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、2種農地で売買価格は坪〇〇円です。譲受人は〇〇アパートに住む〇〇さん、譲渡人は三重県の〇〇さんです。この土地は平成12年1月に店舗・居宅用地として許可しています。当初は店舗兼住宅を建築する予定でしたが建築できずにいました。長らく耕作放棄地となっている土

地です。譲受人は現在アパートに住んでおり、住宅を建築したいと考え、本申請を行いました。過去に転用許可の出た土地であり、問題ないと考えます。

2番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、2種農地です。
使用借人は〇〇の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。使用借人は母の土地を使用貸借し、実家(〇〇番〇〇)近くに家を建てたいと考え、本申請を行いました。既に付近に住宅などがあり、問題ないと考えます。

3番目の案件です。売買による駐車場用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、2種農地です。
売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は〇〇の〇〇さんです。譲渡人は〇〇さん後見人の〇〇さんです。
譲受人は隣地に居住していますが駐車スペースが不足しているため、駐車場を設けたいと考えています。
付近に住宅もあり、三角形の農地です。転用は問題ないと考えます。

4番目の案件です。売買による共同住宅用地の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、2種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は東京都港区の〇〇さん、譲渡人は松島旭町の〇〇さんです。
譲受人は以前から賃貸マンション経営を考えていました。ここで今後の維持管理が困難な農地が見つかったため購入しアパートを建築するための申請です。
付近はアパートや住宅が建っており、転用は問題ないと考えます。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、櫻井委員。

櫻井委員 7月16日に説明を受けました。住宅としての許可が出て宅地の盛土もされていましたが、その後家ができず何年も荒れていた土地です。ここで住宅ができ、荒廃地が解消されるかと思っています。

議 長 2番案件、唐澤由寛委員。

唐澤由寛委員 7月12日に説明を受けました。家を建てるにあたってその土地を転用する必要がある

あり、そのための申請です。

議 長 3番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 現在、草が生えており農作物は作られていない土地です。トラックを所有しており三角地を駐車スペースとして使いたいとのことです。できれば家庭菜園も一部やってほしいと話しておきました。

議 長 4番案件、春日委員。

春日委員 7月18日に説明を受けました。みのわ営農でそばを作っている場所です。まわりは住宅地でやむを得ないかと思えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。32ページは、総括表となります。

田 7, 766㎡ 畑 23, 673㎡ 合計31, 439㎡です。

33ページからは、借り手の状況となります。

35ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年8月4日、終期は令和15年の12月31日となります。
それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ
る農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。39ページは、総括表となります。
田 7,424㎡ 畑 10,653㎡ 合計 18,077㎡
40ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
45ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。10件 解約の届出がありました。
次期耕作者については右の欄にございます。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
48ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
相続が18件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について説明をいたします。

55ページをお開きください。

農地売買支援事業による土地の売買です。7月は公社からの売買となります。内訳は56ページをご覧ください。諏訪市の〇〇さんへの売買になります。

報告第3号に付きましたの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第3号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

18 番

19 番
